

京都府鴨川条例（仮称）検討委員会

検討結果報告書

平成19年1月

はじめに

鴨川は、京都の1200年にわたる歴史において人々と密接に関わり続けてきた、山紫水明の京都の象徴とも言える河川である。

この鴨川の課題と今後のあり方を幅広い観点から検討するため、平成17年3月、各界の有識者からなる鴨川流域懇談会が設置され、18年5月に取りまとめられた報告書においては、鴨川の歴史的文化的価値を社会全体で共有し、今日的課題に対応するために条例の制定を検討すべきとの提言がなされた。

この提言を受け、京都府において具体的な条例づくりが進められることとなり、18年6月に京都府鴨川条例（仮称）検討委員会が設置された。

本検討委員会では、これまで4回の会議において、鴨川の現状及び課題、条例の必要性、更には条例に盛り込むべき内容について議論を重ねて来た。その検討結果を取りまとめたので、今後の条例策定及び施策実施に当たっての参考とされるよう、報告書として提出する。

平成19年1月

京都府鴨川条例（仮称）検討委員会

座長 金田 章裕

目 次

第1 条例制定についての考え方	頁
条例制定の背景	1
条例の基本的性格	1
第2 条例に盛り込むべき内容	
前文	3
総則	4
1 定義及び基本理念	
2 関係者の責務	
安心・安全の確保	6
1 総合的治水対策の推進	
良好な環境の保全	7
1 鴨川環境保全区域	
2 良好な景観の形成	
快適な利用の確保	10
1 自動車等の乗入れの禁止	
2 自転車等の放置の禁止及び処分	
3 迷惑行為の禁止	
府民協働の推進	12
1 鴨川府民会議（仮称）	
2 鴨川四季の日	
3 府民活動の推進	
雑則	13
1 条例の見直し	
罰則	13
第3 結語	13
【資料】	
・京都府鴨川条例（仮称）検討委員会の開催経過	14
・京都府鴨川条例（仮称）検討委員会委員名簿	15
・京都府鴨川条例（仮称）検討委員会設置要領	16

第1 条例制定についての考え方

条例制定の背景

鴨川の特徴

- ・鴨川は、1200年の古都を流れ、様々な歴史の舞台となり、常に人々の生活と密接に関わり、世界に誇る京文化をはぐくんできた河川である。
- ・現在、大都市の中心部にあって豊かな自然環境と清流が保たれている。
- ・貴重なオープンスペースとして多くの人々に親しまれ、有数の観光資源となっている。

鴨川の課題

- ・局地的集中豪雨の頻発傾向による洪水危険性の増大、河川環境悪化の懸念、放置自転車など快適な利用を妨げる行為や景観の阻害が見られる。
- ・沿川住民、利用者、事業者をはじめ多くの人々が関心を寄せ、美化活動などの活動がなされ、また幅広い意見が府に寄せられている。

条例の必要性

- ・鴨川を安心・安全で、美しく、より多くの人々に親しまれる河川として次の世代に引き継ぐことは現代に生きる私たちの責務であり、そのための取組を推進するに当たり、指針としての条例を制定する必要がある。

条例の基本的性格

条例3つの性格

1 理念・基本条例

鴨川の歴史的・文化的価値及び治水、環境、利用各分野に渡る基本的なあるべき姿を明文化し、これをもって、今後 鴨川の整備、管理、利用、参加に当たり、行政・住民が共通認識として有すべき根本原則とする。

2 規制条例

今日的課題に対して、他法令で対応できないもの、かつ京都府の所管事務であるものについて、規制・誘導を行う。

3 住民協働条例

鴨川の諸課題に取り組むに当たっては、広範かつ自律的な住民参加、並びに京都市施策との連携協力が必要不可欠であるため、そのための仕組みづくりを行う。

条例制定の後も、幅広い課題と多様な意見に応えるため、住民の合意形成に向けた取組の中で立法化の必要性、内容が明確になった時点で適宜条文を見直す「成長する条例」とする。

委員会での検討結果

条例全般について

- (1) 河川に関する条例ではあるが、鴨川の河川環境を保全するためには河川区域外の森林保全、景観などの課題についても可能な限り取り込むべきである。
- (2) 一方、条例制定権の限界として府の所管事務の範囲内でのみ規定が可能であることにも留意すべきである。
- (3) 鴨川固有の価値を府民で共有するためにも、条例では、古都の都市形成と歴史に果たした役割及び文化・産業の源としての意義を明確に謳うべきである。
- (4) 流域における防災、環境、景観、都市計画等を所管する京都市との連携が不可欠であり、条例で市の役割、府市の連携を謳うべきである。
- (5) 高野川についても鴨川と一体のものとして議論をするべきである。
- (6) 河川特性に応じた関わり方、ゾーニング的な見方が必要であり、特に上流域では自然環境保護、中下流域では近隣住環境の保全に重点を置いた河川への関わりを基本とすべきである。

治水・環境について

- (1) 鴨川の治水安全度は充分とは言えず、特に地下街の浸水など都市型水害の危険性も念頭に置き、条例ではソフト施策も含めた治水対策を明記すべきである。
- (2) 鴨川上流域に産業廃棄物処理施設が立地しており、自然環境保護のために規制を視野に入れるべきである。

景観について

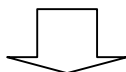
- (1) 鴨川を大都市にあるパノラマの広場、観光資源として捉え、鴨川河川敷から見た景観の保全を図る必要がある。

利用について

- (1) ホームレス、放置自転車、パーベキューなど、快適な利用を阻害する事象については、条例で厳格に規制するべきである。
- (2) 一方、規制一辺倒でなく、若者や子どもたちが水辺で遊び、活動できる拠点を創造していくことも必要である。

府民協働について

- (1) 住民と一緒に川を守り、作るという視点が重要であり、そのための協議の場づくりを条例に盛り込むべきである。



以上の問題意識のもとで、条例に盛り込むべき内容について検討を進めた。

第2 条例に盛り込むべき内容

京都府鴨川条例(仮称)素案をたたき台として議論を進め、その検討結果は以下のとおりである。

前 文

素案 要旨

鴨川は、1200年にわたる京都の歴史において、人々の生活と密接に関わり、広く親しまれ、世界に誇る京の文化と芸術をはぐくんできた河川である。

現在の鴨川は、大都市にあって良好な水質を保ち、美しい自然や景観に恵まれ、人々に愛され、憩いの場として利用されている。その反面、局部的集中豪雨が頻発傾向にある中での治水対策、上流域における河川環境の保全、河川周辺の工作物による景観の阻害や放置自転車、マナー低下による迷惑行為への対策など、様々な今日的課題も発生している。

府民共有の貴重な財産である鴨川について、その河川環境を、安心・安全で、良好かつ快適なものとして、次の世代に引き継ぐことを目的として、流域における土地利用、景観、環境等の分野を所管する京都市との連携及び府民、事業者等との協働の指針として、本条例を制定する。

委員会での検討結果

- 1 鴨川の歴史的文化的価値について、明確かつ詳細に記載すべきであり、その際、鴨川が京都という都市の形成に関わってきた社会基盤であるとの視点を盛り込むべきである。
- 2 京都市の役割を書き込むべきである。特に都市計画、景観、廃棄物処理、公害規制において京都市の役割は重要である。地方分権の趣旨を踏まえると、京都市に責務を課す規定を置くことは適当でないため、市の性格・役割として表現すべきである。
- 3 鴨川は淀川水系の上流域に存しており、水質保全などの面で下流域に責任を負っているという広域的な視点を盛り込むべきである。
- 4 今日的課題として、上流域での廃棄物処理、土砂堆積などによる河川環境への影響を明記すべきである。
- 5 鴨川の河川環境はありのままの自然ではなく、「人の手が入り、管理された自然環境」であることを基本認識とすべきである。

総 則

1 定義及び基本理念

素案 要旨

鴨川及び高野川（以下、総称して「鴨川等」と言う。）の安心・安全で、良好かつ快適な河川環境の整備と保全は、次のことを旨として行うこととする。

鴨川等の歴史的文化的価値に対する理解と継承

適正な利用調整

府民参画の推進

土地利用の状況や景観など自然的社会的環境の特性との調和

鴨 川...京都市北区雲ヶ畑中畑町を起点、桂川合流点を終点とする一級河川

高野川...京都市左京区大原を起点、鴨川合流点を終点とする一級河川

委員会での検討結果

1 周辺の土地利用、景観など河川特性に応じた対応の原則を打ち出すべきである。上流域は環境保全、中下流域は利用のあり方に重点を置くゾーニングの考え方が妥当である。

同時に、自然は人間によって一定の改変を負わねばならず、人間は自然への配慮から一定の不便さを受け入れるべきであるとの基本原則は上流も中下流も同一である。地域によってそのバランスの取り方に違いが出てくると理解すべきである。

2 関係者の責務

素案 要旨

府の責務

- ・府は、基本理念にのっとり、鴨川等の総合的治水対策、良好な環境の保全、適正な利用の確保のため、必要な措置を講じるものとする。
- ・必要な施策の推進に当たっては、京都市と連携するとともに、府民及び事業者と協働するものとする。

府民及び事業者の責務

- ・府民及び事業者は、防災意識の向上に努めるとともに、良好な河川環境の保全に自ら取り組むものとする。
- ・府の施策に協力するものとする。

鴨川等の利用者の責務

- ・鴨川等の利用者は、河川の持つ危険性を十分認識するとともに、他の利用者の快適な利用及び近隣住民の平穏な生活を阻害することのないよう努めるものとする。
- ・府の施策に協力するものとする。

委員会での検討結果

- 1 京都市と府民・事業者等は役割が異なることから、府の責務規定において、京都市・府民・事業者等を同列に扱うのではなく、別項で規定するなど表現の工夫をすべきである。
- 2 京都府と京都市との行政機関レベルでの会議を設置し、住民協働組織での意見が反映されるような仕組みを構築すべきであり、今後の条例運用過程で検討を進める必要がある。

1 総合的治水対策の推進

素案 要旨

府は、鴨川等における洪水等による災害の発生を防止し、及び被害を軽減するため、次に掲げる施策を講じ、又は京都市との連携の下で促進するよう努めるものとする。

鴨川流域の森林の適切な管理への支援

鴨川流域の保水・遊水機能の保全と向上

河川の適切な維持管理及び計画的な改修

防災情報の的確な提供と啓発活動

森林の所有者等は森林の保水機能を保全し、洪水時の樹木の流出を防止するため、森林を適切に保全するよう努めなければならないものとする。

委員会での検討結果

- 1 ハード面の整備は河川法に基づく河川整備計画において検討することとなるが、本条例は、鴨川の施策に関する基本条例の性格を有していることから、総合的治水対策に関する規定を置くべきである。
- 2 被害の発生を前提としてその軽減を図る「減災」の視点を盛り込むべきである。
- 3 治水対策の条文の順序は、上流域の森林保全 流域の保水・遊水機能 河川管理・改修 ソフト対策の順として、わかりやすい表現とするのが妥当である。
- 4 森林管理については、森林行政との連携により森林所有者のインセンティブを出せるような工夫をすべきであり、今後の施策実施において検討を進める必要がある。
- 5 中州の除去については、河川管理業務の執行において適切に対応すべきであり、そのあり方については治水の観点及び自然環境保護の観点から異なる意見も存在することから、専門家からの意見を聴取するとともに、鴨川府民会議（仮称）において検討を進める必要がある。

1 鴨川環境保全区域

素案 要旨

区域の指定

- ・知事は、鴨川等に土砂等が流入することを防止する必要があると認める区域を、鴨川環境保全区域として指定することができるものとする。

指定範囲：鴨川の起点から鞍馬川合流点までの区間のうちで検討

行為の届出

- ・鴨川環境保全区域において、次の行為をしようとする者は、知事に届け出なければならないものとする。
 - ・土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
 - ・工作物の新築又は改築

勧告等

- ・知事は、鴨川等に土砂等が流入するおそれがあると認めるときは、届出をした者に対し、当該届出をした行為について必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。
- ・知事は、届出を行わずに上記の行為に着手した者に対し、規則で定めるところにより、報告を求めることができるものとする。

公表

- ・知事は、勧告を受けた者が勧告に従わないとき又は報告の提出を求められた者が報告をしないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができるものとする。

立入調査等

- ・知事は、勧告、報告の徴取又は公表のために必要と認めるときは、その必要な限度において、その職員に、鴨川環境保全区域の土地に立ち入らせ、行為の実施状況を調査させ、又は関係者に質問させることができるものとする。

委員会での検討結果

- 1 本規定については、大要、次の指摘がなされた。
 - (1) 届出制では実効性が担保できず、河川環境に負の影響を与える行為は禁止する趣旨で許可制にすべきであるとの意見
 - (2) 土砂等流入の防止のみを目的とする限定的な規制であり、河川環境保全のためには更に広い視野での検討が必要であるとの意見
 - (3) 別途河川法による河川保全区域の指定により対応する可能性もあるとの意見
- 2 鴨川上流域の河川環境を保全するため、今後、河川保全区域の指定を行い、許可制によってより強力な規制を設ける必要がある。

- 3 鴨川環境保全区域の区域幅については、過去の問題事象を踏まえ、実効性を確保するよう設定する必要がある。
- 4 水質、自然生態系も含めた広義の河川環境の保全を視野に入れるべきであり、京都市との連携の下、今後鴨川府民会議（仮称）等で検討を進め、具体的な指針づくりに取り組む必要がある。

2 良好な景観の形成

素案 要旨

工作物設置者の責務等

- ・府は、鴨川等において工作物を設置しようとするときは、鴨川等の良好な景観の形成に配慮するものとする。
- ・鴨川等において河川法の許可を受けて工作物を設置しようとする者は、鴨川等の良好な景観の形成に配慮するよう努めなければならないものとする。

鴨川納涼床に係る審査基準

- ・知事は、鴨川納涼床に係る河川法に基づく許可の審査基準を、鴨川の良好な景観の形成に配慮して、別に定めるものとする。

鴨川等に面する土地における景観配慮

- ・府は、鴨川等のうち知事が別に定める区域に面する土地に、工作物を設置しようとする者に対し、当該工作物が鴨川等から望む良好な景観の形成を阻害しないように配慮するよう要請することができるものとする。

対象区域：人家が河川区域に隣接している区間を指定する方向で検討

景観阻害要因となる工作物の例：エアコンの室外機、物干し台、看板等

委員会での検討結果

- 1 鴨川は、山並み、周辺工作物と一体となって良好な景観が形成されており、中景、遠景も含めた視点で景観を考えるべきであり、京都市との連携を十分図る必要がある。
- 2 鴨川納涼床に係る審査基準は、行政手続法に基づき行政庁が当然定めるべきものであるから、本条例でことさら規定するのは一見不自然に映る。しかし、納涼床が歴史的経緯から認められた全国で類を見ない許可工作物であり、かつ特に景観に配慮した審査基準を定める独自性を踏まえると、条文化することは問題ないものと考えられる。
- 3 納涼床は必ずしもデザインを統一する必要はなく、店舗によって個性があって良いとの考え方もあるので、今後基準策定作業において検討を進められたい。
- 4 鴨川に面する土地の工作物に係る景観配慮要請については、河川区域外の課題に踏み込んだ画期的なものと評価できる。今後、府民協働・府市協調の取組で実効を上げるよう運用に努めるべきである。

素案 要旨

1 自動車等の乗入れの禁止

鴨川等の一定区間において、利用者の安全かつ快適な利用を確保するために、自動車等の乗入れを禁止する。

乗入れ禁止車両

自動車（道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車。自動二輪車を含む。）
原動機付自転車（同法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車）

【自転車は、禁止対象外】

乗入れ禁止区域は、鴨川等のうち散策路として整備され、多くの人々の憩いの場として利用されている区域を定める。

2 自転車等の放置の禁止及び処分

鴨川等の一定区域において、自転車等を放置してはならないこととする。

放置禁止車両

自転車（道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車）
原動機付自転車（同法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車）

放置禁止区域を明示するために、当該区域に標識を設置する。

放置禁止区域は、別に定める。

知事は、放置禁止区域に放置されている自転車等について、これを移動し、処分するなど適宜の措置を講じることができることとする。

3 迷惑行為の禁止

打上げ花火等の禁止

- 鴨川等の一定区域において、近隣住民の平穏な生活と河川の快適な利用を著しく阻害している打上げ花火等を禁止する。

禁止区域は、人家と隣接し、かつ多くの人々の憩いの場として利用されている区域を指定する。

禁止する花火の種類

爆発音の出るもの、打ち上げるもの、飛翔するもの、回転するもの、走行するもの

手に持つもの、地上に置く台付きの噴火するもの、へび玉等については、禁止対象外（火薬類取締法施行規則第1条の5第1号イ、ト及びチ該当）

落書きの禁止

- 鴨川等に設置されている工作物に、みだりに、容易に消去できない方法で、文字、図形その他の描画物を書くこと（落書き）を禁止する。

バーベキュー等の禁止

- ・鴨川等の一定区域において、火気を用いて食材を焼く行為（バーベキュー等）を禁止する。
禁止区域は、人家と近接し大人数によるバーベキュー等が行われている区域を指定する。

委員会での検討結果

- 1 放置自転車、バーベキューなど、快適な利用を阻害する事象については、条例で厳しく規制することが必要である。
- 2 同時に、規制一辺倒ではなく、親水空間の利用を積極的に進める環境整備施策の推進にも配慮すべきである。
- 3 放置自転車対策については、本規定による撤去等と併せて駐輪場の確保も必要であることから、引き続き京都市との連携により施策の検討を進めるべきである。
- 4 バーベキュー禁止については、楽しみを奪うとの意見もあるが、鴨川は公園的な整備がされており、火気による施設の損傷、他の利用者及び近隣住家への影響の度合いにかんがみて、一部区域での禁止はやむを得ないとする。
- 5 ホームレス問題への対応については、河川敷の適正利用及び景観保全の観点から河川管理者として具体的取組を進めるべきであるが、一方、福祉施策を含む総合的な社会政策の課題でもあることから、今後、京都市との連携を強め、鴨川府民会議（仮称）でも多角的な検討を行う中で、施策を講じる必要がある。
- 6 鳥への餌やりについては、自然生態系保護及び利用者モラルの観点から議論を深める必要があり、鴨川府民会議（仮称）における検討課題とすべきである。
- 7 その他利用者マナーの低下に起因する迷惑行為については、府民レベルでの利用ルールの設定に向けて、鴨川府民会議（仮称）で検討を進めるべきである。
- 8 上記の項目を含め、河川利用に関する行動規範の制定及びその教育・広報について、今後検討を進める必要がある。

素案 要旨

1 鴨川府民会議（仮称）

府は、府民、事業者及び京都市と連携し、鴨川等の安心・安全で良好かつ快適な河川環境の整備と保全に係る事項に関する意見交換及び取組の方向性の検討を行うための組織として、鴨川府民会議（仮称）を設置するものとする。

2 鴨川四季の日

府は、府民及び事業者の自主的、自律的な活動を促進する契機とするため、鴨川四季の日を設けることとする。

府は、府民、事業者、京都市その他鴨川等とかかわる者と連携して、鴨川等の歴史と文化への理解を深め、河川愛護意識を醸成し、鴨川等の魅力を全国に発信する取組等を推進することとする。

3 府民活動の推進

府は、府民、事業者その他鴨川等とかかわる者が行う、美化活動をはじめとした自主的、自律的な河川環境の保全に関する取組を促進するために、必要な支援措置を講じるものとする。

委員会での検討結果

- 1 鴨川府民会議（仮称）は、知事から意見を求められた課題に関する意見提出 府民会議の内発的な課題設定による知事への意見提出 の権能を有することとし、これにより府との間の双方向性の確保と会議の主体的運営を保障すべきである。
- 2 鴨川府民会議（仮称）の基本的任務は、全般的な条例運用の点検及び見直しに関すること、個別課題の検討に関すること の2種類に大別されるが、会議の円滑な運営を図るため、個別課題に関して議論する場を適宜設置するなどの留意が必要である。
- 3 鴨川府民会議（仮称）構成員の人選については、広範な意見を反映するために公募とするなどの工夫をすべきである。
- 4 鴨川府民会議（仮称）の立ち上げに際しては、住民の意見が十分反映されるよう、「準備会」から出発し練り上げていく方法を検討すべきである。
- 5 府民参画については、以下の事項に留意して条例運用を図るべきである。
 - (1) 鴨川全域、地域単位、自治会単位と多層的な参画のシステムを構築すべきである。
 - (2) 鴨川管理に関する住民による事業計画策定、事業評価体制を構築すべきである。
- 6 条例運用において、鴨川博物館の建設、「鴨川学」の確立、鴨川の魅力の世界に発信する具体的取組を積極的に展開すべきである。

雑 則

1 条例の見直し

素案 要旨

知事は、鴨川府民会議（仮称）における検討結果等を踏まえ、適宜条例の見直しを行うものとする。

委員会での検討結果

- 1 条例見直しにおいて鴨川府民会議が担う権限を明確にし、住民意見が十分反映されるよう留意すべきである。

罰 則

素案 要旨

罰則の対象者を以下のとおりとし、罰則の程度は類似の他条例等を参考に検討する。

- 鴨川環境保全区域における開発行為について虚偽の届出をした者
- 鴨川環境保全区域における開発行為の報告を求められた場合において報告をしない者
- 鴨川環境保全区域における立入調査等を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 自動車等の乗入れの禁止の規定に違反した者
- 打上げ花火等の禁止の規定に違反した者
- 落書きの禁止の規定に違反した者
- バーベキュー等の禁止の規定に違反した者

第3 結 語

京都府鴨川条例（仮称）は、鴨川の歴史的文化的価値に対する理解の上に立ち、行政、府民等の関わり方の原則を謳うとともに、必要な規制を施し、更には関係者がともに解決の方向性を議論する枠組みを創設しようとするものであり、世界に誇る鴨川をより良くするために新たな一歩を踏み出すものと言える。

京都の歩みは鴨川と共にあった。これからもそうである。次の世代に素晴らしい鴨川を引き継いでいけるよう、鴨川にかかわるすべての人々の連携、協働の指針として条例が制定されることを願うものである。そして、府においては河川部局の枠組みを超え、森林・環境部局も含めた連携のもと、充実した条例運用に努められたい。

鴨川を巡る課題は幅広く、関係者の意見も多様である。もとより今回の条例ですべての課題が網羅し尽くされたわけではない。将来にわたり広範な府民の関心の高まりと活発な議論により、条例が成長することを期待するものである。

資 料

京都府鴨川条例（仮称）検討委員会の開催経過

開催日	概要
第1回 平成18年6月23日（金）	趣旨説明 座長選出 鴨川の現状と課題について 条例の基本的方向性について
第2回 平成18年9月19日（火）	京都府鴨川条例（仮称）素案について
第3回 平成18年11月5日（日）	京都府鴨川条例（仮称）第2次素案について
第4回 平成18年11月30日（木）	京都府鴨川条例（仮称）に関する議論の取りまとめについて

第3回委員会は、シンポジウムと同日開催

京都府鴨川条例（仮称）検討委員会 委員名簿

氏 名	現 職
いしだ りゅういち 石田 隆一	京都商工会議所 都市美化・環境対策特別委員会 委員長
かわさき まさし 川崎 雅史	京都大学大学院 工学研究科 助教授
きんだ あきひろ 金田 章裕	京都大学大学院 文学研究科 教授 【座長】
しばいけ よしかず 芝池 義一	京都大学大学院 法学研究科 教授
せきね えいじ 関根 英爾	株式会社京都新聞社 論説委員
たなか しんちよう 田中 真澄	岩屋山 志明院 住職
とだ けいいち 戸田 圭一	京都大学防災研究所 教授
にいかわ たつろう 新川 達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科長
まきむら ひさこ 槇村 久子	京都女子大学大学院 現代社会研究科 教授

（敬称略、五十音順）

京都府鴨川条例（仮称）検討委員会設置要領

（設置）

第1条 鴨川の良い環境・景観の確保、適正な利用及び住民参加活動の一層の推進を図ることにより、鴨川を守り、育み、次代に引き継いでいくことを目的とする条例を検討するため、京都府鴨川条例（仮称）検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、本条例の検討に当たり、次の各号に掲げる事項を検討する。

- （1）鴨川の歴史的・文化的価値に関する理念
- （2）鴨川流域における景観・環境の保全に関する事項
- （3）鴨川の適正利用に関する事項
- （4）府民協働の推進に関する事項
- （5）その他必要な事項

（組織）

第3条 検討委員会は、別表に掲げる歴史、景観、環境、法律等に関して専門的知識を有する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

（座長）

第4条 検討委員会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

（会議）

第5条 検討委員会の会議は、京都府土木建築部長が招集する。

- 2 検討委員会は、座長が議長となる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に検討委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第6条 検討委員会に関する庶務は、京都府土木建築部治水総括室において処理する。

（細則）

第7条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営その他に関し必要な事項は、座長が検討委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成18年5月29日から施行する。

(別表)

氏 名	現 職	備 考
石田 隆一	京都商工会議所 都市美化・環境対策特別委員会 委員長	
川崎 雅史	京都大学大学院 工学研究科 助教授	
金田 章裕	京都大学大学院 文学研究科 教授	
芝池 義一	京都大学大学院 法学研究科 教授	
関根 英爾	京都新聞社 論説委員	
田中 真澄	岩屋山 志明院 住職	
戸田 圭一	京都大学防災研究所 教授	
新川 達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科長	
槇村 久子	京都女子大学大学院 現代社会研究科 教授	

(敬称略、五十音順)